

令和元年12月10日

第12回
議事録

小国町農業委員会

令和元年第12回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年12月10日（火）午後1時30分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室
3. 出席委員（農業委員8名、農地利用最適化推進委員6名 計14名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1番	宮崎 博美
委 員	2番	石松 雄平
	3番	梅木 美代
	4番	佐藤 仲子
	5番	穴井 千年
	6番	穴井 英雄
	7番	安武 聖
推進委員		麻生 輝雄
推進委員		松本 和昭
推進委員		後藤 信介
推進委員		二田水 宏一
推進委員		時松 達也
推進委員		坂田 敏之
4. 欠席委員
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 弘雄
事務局職員	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和元年第12回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 梅木美代委員、4番 佐藤仲子委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。1ページになります。「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第4条第1項の規定により下記の農地の申請があったので意見を求める。令和元年12月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第1号です。土地については、上田になります。2筆で、登記簿、畑、現況、山林ということで、面積が1,851㎡となっております。申請人は以下のとおりで、転用の理由ですが、周辺山林となり、農地として維持管理が困難なため、山林とするものということで、これについては、始末書が別紙にあります。別紙の資料の1ページからあります。まず、4条の許可申請書の写しが付けてあります。3ページに登記簿の写し、土地の障害となっているものはございません。それから、事業計画書とい

うことと始末書ということで、4 ページを見ていただきたいと思います。まず、事業計画書の欄ですけど、申請地は、農地として維持管理が困難なため約 50 年前から、山林となっている。すでに現地は山林となっているため、別紙始末書添付ということで、右側の 5 ページに始末書を付けさせていただいております。それから、現場の位置関係が分かる資料として、6 ページ、7 ページ、字図が 8 ページ、9 ページ、追認ということで現場は山林になっていますけども、県の方が求めている周辺の排水同意書とか近隣地区の同意書とか、同じものを付けさせてもらっています。それから現場ですけども、現場は 12 ページの写真を見ていただきたいと思います。ちょうど、3 人の目の前に写っているところが該当地区になります。確認書で、農業委員さんと推進委員さんの確認書を 13 ページに付けさせていただいております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松本推進委員から報告をお願いします。

松本推進委員 　　報告を致します。12 月 3 日の日に事務局と松岡会長と現地を見させていただきました。現地は写真の通りでございます。もう山林となって、約 50 年は経っている、登記されていると聞きました。周囲に転用地もなく、転用もやむを得ないという状況でございましたので、これにご報告します。なお、場所につきましては、国道〇〇号線の〇〇、少し奥のところに該当地がございます。よろしくご審議の程、お願いします。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 　　それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第1号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第5条第1項の規定により下記の農地の申請があったので意見を求める。令和元年12月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案2号です。番号1です。土地は上田になります。畑1筆で、登記簿、畑、現況、雑種地、面積は2,041㎡です。権利は5条による所有権移転になりまして、譲渡人、譲受人、以下のとおりになります。転用の目的は、車庫・倉庫建設、重機置場、駐車場となっています。別紙の資料の14ページをお開き下さい。5条転用の申請書の写しを付けております。転用の施設ごとの内訳は、14ページの一番下の方です。それぞれの面積が記載されております。具体的には、事業計画書で説明したいと思います。土地の登記簿と会社の定款が付いていますが、24ページをお開き下さい。申請地は、現在の車庫・倉庫がある事業用地の隣接の土地であり、現在は全く耕作していなかったことから、この事業用地の拡大には申請地が適地であると考えた。また、現在の事業用地には入口に門が設置してあるため、管理の点からも奥に向かって用地を拡大することが効率的であることから、今回の申請地を選定したということでございます。資金計画として、下の方に土地の買収費用、車庫・倉庫建設費で記載のとおりです。ということで、資金の方は、残高が横に示しておりますので、土地の情報としましては、26ページにゼンリン地図が、具体的な配置図として、28ページに重機の置く場所、それから新設の車庫、車両置場等が建てられています。建物の車庫・倉庫については、立面図が29ページからあります。現在の所有車両・建設機械一覧が30ページにあります。給水・排水計画図として、31ページ、それから排水の同意書が32ページにあります。同意書が34ページ、そして費用の見積もりが35ページに付けてあります。残高証明書として、36ページに銀行の残高証明書が付けてあります。現場については、先程の案件とほぼつ

ながっている場所でございます。この土地については、第2種農地のその他の生産性の低い農地に該当しますので、代替性検討表というのが義務付けられております。それが38ページ、申請地の他にこれだけの場所を検討した結果、ここが一番適しているという状態になっています。それから、40ページが案件の地元の農業委員さん、推進委員さんの確認書の写しを付けております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松本推進委員から報告をお願いします。

松本推進委員 　　ご報告いたします。先程の案件でございますけど、その件の現地が39ページの写真を見ますと、奥の方に竹藪と杉山が見えます。その分が全部、前の件の案件の土地でございますして、その手前が、若干、荒廃地といいますか、雑種地として残っておりますして、そこの部分でございます。ですから、隣接もしておりますし、周囲に他に農地も見られませんので、特に問題はないかというふうに思います。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 　　この写真を見ると、もう着工しているということですかね。

事務局長 　　着工はしていないという意味の写真です。

2 番 　　分かりました。それと、前回の農業のところは、農道というか、道路に挟まれた地域だったから、割りと許可できるという話でしたよね。今度は、どういう案件で許可できるということですか。

事務局長 　　前回のとは、どのことですか。

2 番 　　〇〇の転用案件です。

事務局長 前から説明している経緯の中には、小国町の中の農地は、農振農用地という農用地ということで原則、転用できない部分の農用地と、農用地に入っていない通常の農地があります。大きく分けて、2つに分かれます。それで、前のは言われた形とこの土地については、農振農用地に入っていないです。そして、なおかつ、農振農用地に入っていない第2種農地のその他の農地の場合は、生産性が著しく低いとか、周辺に山林があるとか、近隣は住宅地の中とか、ということで今後、将来にわたって農地として守らなくてもいいような場所については、当然、農振農用地にも入っていませんし、その他の農地ということで転用が可能になると思います。という区分の中の1つです。その条件としては、周りに家があったり、河川で道路が挟まれていたり、こういう周辺が山になっているなど色々な条件がそれぞれ個別にあります。

2 番 分かりました。

1 番 今、松本推進委員さんから説明があったんですけど、山林と竹山がここにありますがね。竹山がかなり荒れているから、竹山はもうこのままでするんでしょう。その下の山林と竹山は、そのまま聞いたのですが、これだけ荒れてて、竹山はどうかしないと、あとに車庫などを建てるなら、悪いんじゃないかと思えます。

事務局長 事務局で分かる範囲で答えさせていただきたいと思えます。まず、今回のこの土地の案件は2,041㎡については、この平地の雑種地になった所を所有権を移転して、〇〇会社がこういう倉庫とか重機置場にするので、許可が下りればこういう形になります。それから奥の山については、先程の前の可決いただきました始末書付きの山林ということなので、その山林という許可を県知事からもらえると、一緒に法務局の方で山林に地目が変わります。それで、そのあと万が一、延長線上で売買とかで、買収が同じ〇〇会社にとって都合がいいので、もし買うということになっても、その分は、農業委員会の方では農地じゃなくなっていますので、案件としてあがってこないというのが予測されます。

1 番 分かりました。

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第2号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第4 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について(利用権貸借)」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 それでは議案集をお開き下さい。3ページからになります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」議案第3号になります。

番号1については、更新による再設定になります。北里の3筆で、1,909㎡です。利用権を設定する者、受ける者、以下のとおりで、水稻の5年で、反あたり〇〇kgになります。同じ筆の更新になりますので、説明は以上で終わります。

次です。2番になります。場所は北里で4筆、面積が5,966㎡で、同じく再設定です。設定する者、受ける者、以下のとおりで、水稻で5年、10aあたり〇〇円になります。

次に番号3になります。土地の所在は、西里になります。5筆で、面積が3,614㎡で、これも更新による再設定です。利用権設定をする者、受ける者、以下のとおりで、水稻で5年、全部で〇〇kgの物納となっています。

次に番号4になります。下城の1筆で、508㎡です。これも更新による再設定になります。設定する者、受ける者、以下のとおりです。水稻で3年になります。1筆あたり〇〇円です。

次のページです。番号5になります。土地は宮原、〇〇〇〇番地で4,638㎡です。これは新規になります。利用権設定する者、利用権設定を受ける者、受ける者については法人になります。水稻で5年です。別紙の方の46ページを見ていただきたいと思います。農業経営の状況の欄ですけれども、法人になります。

日数が 200 日、それから作物としては、大豆、高菜、落花生、水稻、さつまいも、労働条件のところは、法人ですので、世帯という表現は妥当になりますけども、構成として、従業員の男性、女性という、そこで農業専従者が 5 人になります。以上で説明を終わります。

続いて番号 6 です。宮原の 2 筆、畑で、2,290 m²で、これも新規になります。受け手は、同じ法人です。ここは高菜で 5 年です。

次に番号 7 です。北里になります。2 筆で、4,462 m²、これも新規で受け手は同じ法人です。これについては、大豆で 5 年になります。

次に議案集の 7 ページになります。黒淵の畑、1 筆で、1,355 m²です。新規で、受け手が同じ法人です。大豆で 5 年になります。

続いて 9 番です。黒淵で 6 筆になります。合わせて、6358.61 m²で、新規で、受け手は同じ法人で、大豆で 5 年です。

続いて、番号 10 番です。上田、1 筆で、753 m²です。利用権設定をする者は以下のとおりで、受け手は同じです。大豆で 5 年になります。

次に 11 番です。上田の宮田、2 筆で、854 m²です。利用権設定をする者は以下のとおりで、受け手は同じ法人です。大豆で 5 年です。

12 番です。宮原の畑、1 筆で、1,800 m²です。新規で、受け手の法人は一緒です。大豆で 5 年です。

次に議案集の 9 ページになります。番号 13 です。黒淵で、5 筆で、2,622 m²です。新規で、利用権設定をする者は以下のとおりで、受け手は同じ法人で、大豆で 5 年です。

それから、14 番です。黒淵の 3 筆で、5,040 m²です。新規で、利用権設定をする者は以下のとおりで、受け手は同じ法人で、大豆で 5 年です。

次のページです。10 ページです。15 番。北里、3 筆で、5,408 m²です。利用権設定をする方は以下のとおりです。受け手の方は一緒です。大豆で 5 年です。

16 番です。黒淵の 2 筆です。2,571 m²です。設定する方、以下の通りで、受け手は同じ法人で、大豆で 5 年です。

17 番。黒淵の 2 筆、1,626 m²です。新規で、利用権設定をする方以下のとおりで、受け手は同じ法人で、大豆で 5 年です。

議案集の11ページです。番号18になります。黒淵の2筆で、1,976㎡で、利用権設定をする者は以下のとおりで、受け手は同じ法人で、大豆で5年です。

19番。宮原の2筆で、利用権を設定する方は以下のとおりで、同じ法人で、ここは、落花生、さつまいも、高菜、大豆で期間は5年です。

20番の黒淵は、利用権を設定する方は以下のとおりで、法人が同じ法人で、大豆で5年です。議案集の次のページまで、またがってまして、合わせて8筆で3,895㎡となっています。この議案につきましては、〇〇さんが農地を正式に耕作する事に対して、農業経営基盤強化法という法令の下で農業委員会が承認をして、貸し借りを正式なものにするということで、今回、議案にあがっております。今日は、〇〇ということで、事例発表の場を設けさせていただいております。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2番 耕作者の〇〇は、元々農地は持っていないから、契約は別にあるのですか。定款か何かで定めてあるとか、そういう契約はあるのですか。

事務局長 稀に団体によっては、定款の中でそれを、例えば〇〇さん辺りの場合は、理事会での承認とかそういうのが、団体によってはありますが、〇〇については、一つの大前提として、就労支援という福祉の視点からそれを補うということで、決められたもので、ただ事例としては全国でも県でもあまりない事例ですけど、県のアドバイスをもらって今回、このような手続きをするようになりました。

2番 別に問題はないということですね。

事務局長 問題はないです。

松本推進委員 これ、面積がどのくらいか知らないけど、相当な面積になるんですよね。だから、種まきから収穫まで調整が出来るのですか。

事務局長 面積はちなみに言いますと、宮原が大体 8 反と上田が 3 反、北里が 1 町です。黒淵は 2 町 5 反くらいです。先程、言ったようなスタッフで、就業支援ということです。あとで、事例発表がありますので詳しい内容が分かると思います。全部で 4 町 7 反、4.7ha 分が、耕作放棄地解消につながっております。

二田水推進委員 これ、ちなみに無償ですかね。

事務局長 説明が漏れていましたけど、使用貸借で賃料は発生していません。

二田水推進委員 今後、この事業はまた拡大する見込みがあるのですか。

事務局長 そこは今日、〇〇の発表の中で、もしかしたらやり取りをしていく時、次の展開があるかもしれません。直接聞いていただければ分かるかなと思います。

5 番 今回は全部、新規なんですよ。

事務局長 はい、新規です。

5 番 それで、去年頃から作っている面積もあるんですよ。北里の〇〇とかその辺も合わせるとかなりの面積になります。

1 番 機械などはどうなるのですか。

事務局長 持っているみたいですが。補助事業とかで。実は、数年前からこの動きがあったんですけど、私も制度上、これをどういうふうに扱っていいか分からなかったから、かなり調べさせてもらって最終的にこうやって、正式に議案で堂々と、基盤強化法の手続きをしています。農業委員会の決をもらってから、色んなところに PR が出来るようになるかなと思っています。それまでは、ある意味勝手にしてというか、そういう部分もあったものですから、調べて今日に至った経緯はあります。

議 長 それでは採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第12回総会を閉会致します。

令和元年第12回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

4 番